

平成 22 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 10 月 4 日

益田委員

それでは、私は大きく二つのことを聞きたいと思いますが、まず最初に防犯の問題でお聞きしたいと思います。

防犯は、これは実際、軸は警察なわけですが、安全防災局も非常に重要な立場にいらっしゃるわけでございまして、特に自主防犯活動団体については、12日の警察と両方にまたがる両部合同のときにでも聞きたいと思いますが、今日は、防犯というどうしてもマンパワーが軸になりまして、警察官の動員というものにも限界があるというようなことですから、それはそれとしておいて、今日はいわゆるマンパワー以外の、すなわちハードの部分のところのことをちよっとお尋ねしたいと思います。

そういった意味で言うと、犯罪を発生させないというんでしょうか、つくり出させない、そういうまちづくりが非常に重要になってくるんだと思いますけれども、いわゆるまちづくりの視点で、県が今まで実施してきた取組というものがあつたらば教えていただけますでしょうか。

くらし安全交通課長

県では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会を実現するために、まず全庁横断的な取組の推進体制としまして、安全・安心まちづくり推進本部、これを平成15年11月に設置いたしました。また、平成17年4月に施行しました神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例における三つの基本方針があります。まず一つ目が、防犯・規範意識の高い人づくり、二つ目が犯罪に強い地域社会づくり、三つ目が犯罪の発生を防ぐまちづくり、この三つの基本方向の下に、当課で運営しておりますくらし安全指導員によります防犯教室、あるいは各種広報の実施に加えまして、県民総ぐるみ運動の推進母体になります神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会の設立、あるいは自主防犯活動団体への支援等、犯罪を減らすための取組を展開してまいりました。特に、犯罪の発生を防ぐまちづくりにつきましては、犯罪を起させない生活環境の整備を促進するために、安全・安心まちづくり推進本部での検討を踏まえて、住宅、学校、道路、公園等に関する防犯上の指針や、あるいは防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインを策定するなどして、その普及促進に努めてまいってきたところでございます。

益田委員

犯罪を防ぐまちづくりの話を、網羅的にしていただきました。最後に防犯カメラの話が少し出ましたけれども、それとはちょっと趣というか中身が違うんでしょうけれども、先日、県が街頭緊急通報装置の寄贈を受けたと、出してくれたところの団体は、私は承知しておりますが、それを希望するには当然数に制限があつて、10基だったか、希望する市町村に配付するという記事が出ておりました。

さて、そこで、これは県が寄贈してもらつて、それを市町村でどうですかというふうにアプローチをして、市町村の方で、是非というところに渡したと。こういうことですが、市町村で、いわゆる独自にこういう通報装置を設置した

ところがあるのかないのか、あったら、どこにどのぐらいあるのか教えてください。

くらし安全交通課長

まず、委員御指摘のとおり、先般寄贈をいただきました街頭緊急通報装置は10基いただいております。これにつきましては、希望しました九つの市町に配付させていただきました。このほかに平成21年度末までに、県内の市町村では、独自に海老名市で5基、秦野市で6基、大磯町で1基、計12基を設置していると伺っております。

益田委員

こういう装置について、効果というか、本来、防犯の効果というのは何で計るのという、そういう議論はちょっとこっちに置いておいて、効果というものについてはどういうふうにお考えになっているのかお伺いいたします。

くらし安全交通課長

委員御指摘のとおり、数字ではなかなか計れるものではございませんが、何らかの犯罪を行おうとする者にとっては、特に防犯カメラ付きの通報装置の存在は脅威であると考えております。したがって、その犯行を断念あるいはちゅうちょするなど、犯罪の機会を減らすことについて効果的なものであると考えております。また、その他の効果としまして、県民にとっては何かあったときにすぐに警察に通報できるという安心感を与え、体感治安の向上に資するものであるとも考えております。

益田委員

神奈川県は、この防犯通報装置については、正に先進県中の先進県で、ボタンを押すと同時に赤色灯、画像、110番につながるというのはかなり重要なことでございまして、そこまでいったと。それで、これがいわゆる犯罪を防ぐ目になるであろうということを期待しておりますし、現実にスーパー防犯灯というものについても、各市町村からの希望が非常に多いわけです。それは、やはり防犯に対する意識があればあるほどなるだろう。ところが一方でめちゃくちゃ金額が高い、とてもじゃないけれどもできませんということで、警察当局はスーパー防犯灯についてはもうつくらないという方向に向いているという情報は皆さん方もお持ちだと思います。

したがって、それに代わるものということになると、今お話がありましたとおり、海老名で5、秦野で6、大磯で1、中身がどういうものなのかは分かりませんが、特に大きい横浜とか川崎なんかに余りこういうものがないというのは本当に大丈夫なのかというふうに思うわけですが、今のくらし安全交通課長のお話ですと、犯罪を抑止していくためには、そういった装置、防犯カメラ、こういうものは増やしていくことが重要だというふうに今お答えになったと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか、所見をちょっとお伺いします。

くらし安全交通課長

犯罪のない安心して暮らすことができる社会を実現させるためには、県民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を更に推進していただくことが重要であると考えております。しかしながら、冒頭での委員御指摘のとおり、マンパワー

には限界がございます。こうした状況の中で、例えば犯罪者、先ほども申し上げましたが、特に空き巣犯は、以前、警視庁がこの空き巣犯被疑者に対するアンケート調査を行っております。これによりますと、空き巣犯は、地域住民の目が一番怖いと言われております。こうしたことから、自主防犯活動団体のパトロール、あるいは警察官のパトロール、これを補完する意味でも、防犯カメラなどの存在は犯罪抑止効果が高まると、このように認識しております。

益田委員

装置だとか防犯カメラ、こういったいわゆるハードのものについての設置については、一方では県警本部があり、また一方では皆さん方のセクションがあると。実際に、県警の様々なことを見てやっても、皆さん方はそう答えるんでしょうが、大体予算がないから駄目ですと、限界がありますという話になってくるわけございまして、そういった意味では、皆さん方の出番だというふうに私は思っているんです。

装置を増やしていくことについて、県警との連携はかなり重要だろうと私は思っているんですが、これはくらし安全交通課長のところと県警の生活安全課になるのかな、そこと連携をして、装置についてどういうふうにしていくかということは話し合っただけで進めていくと、こういうことになるんだというふうに思っているのでしょうか。

くらし安全交通課長

そのとおり、県警と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

益田委員

さて、そこで、お金の問題になってまいりますが、県警は相変わらずお金がありません。何でスーパー防犯灯をやめるのか、お金がないんですよと、こういうことでしたね。それで、もう一つは、いわゆる通報装置についても、実はこれは議会にかからない金額でしたから、議会は知らないこと、アンテナが低ければ分からないことなんです。県警としては、ここで3基注文をいたしました。スーパー防犯灯のように横に連携をとれるやつじゃありません。

しかしながら、私はそれを見ていてつくづく思ったのは、こういう装置については、行政側がかなり突っ込んでやらなければ駄目なのではないかと思ったんです。理由は、スーパー防犯灯もそうですが、いわゆる防犯施設についても、メンテナンスというのは全く考えていないんだよ、警察は。くっ付けたらくっ付けっ放し、ボタンを押してつながらなかつたらどうするのという話については、答えに窮してしまふ。そういった意味では、皆さん方は、いわゆるランニングコストだとか、それからメンテナンスとかというのは得意な部門なんです。是非くらし安全交通課長のところはそういう知恵を出して協力してやってほしいと思うんですが、そこで、こういう装置を促進していくためには、市町村が主体になってやっぱり付けていって、そこに支援していくというやり方が極めてノーマルなやり方じゃないかと思うんです。

それで、神奈川県の上長会から、いわゆるこの支援策を考えてほしいという要望が出ているはずですが、出ているかどうかお教えてください。

くらし安全交通課長

市町村から要望が出ていることは承知しております。

益田委員

市町村、特に市長会から直接文書が出ているはずですが、ここはやっぱり防犯について装置を何とかほしいと、それでいわゆる具体的には補助制度を考えてくださいよということが知事に出されている。来年度予算に何とかのつけてくださいという要望が出された。ここから先、県の方はどうしますか。検討しますか、それとも、いや、ちょっと待ってちょうだいよと、市長会に言いますか、どっちか答えてください。

くらし安全交通課長

委員御指摘のとおり、現在、県では厳しい財政状況の中にごさいます、今後もこの厳しい状況は続く見通しでございます。一方、繰り返しになりますが、街頭緊急通報装置につきましては、24時間録画可能な防犯カメラ機能付きが、犯罪の抑止にとって、より効果的であるとも認識しております。こうしたことを踏まえまして、犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例に規定する情報提供や、広報、啓発などと並行しまして、この街頭緊急通報装置設置促進についても、様々な視点から検討させていただいて、市町村の取組についての支援を検討してまいりたい、このように考えております。

益田委員

条例からいっても、これはやっぱり安全防災局でその予算化を考えなければ駄目よ。県警の側で補助金制度について考えるのはかなり無理があるから。だから、安全防災局で来年度予算に、市長会からそういう要望が出ているんですから、具体的に何個出すかというのは知りませんが、それは皆さん方のいわゆる予算の分捕り合いの話ですから、それはお任せしますよ。しかしながら、犯罪を防止するという非常に重要な視点に立って、そういう補助金制度をつくるということは是非やってもらいたい。

これは、皆さん方が予算要望を財政当局とやって、来年度予算を見ればすぐ分かることだから、皆さん方が本気で腰を落ち着けて、財政当局からそのものを引っ張り出そうとしたのかどうかというのは分かるわけでございまして、私は、市長会もそう言っている、今言った条例の問題からいっても、皆さん方がこれを見過ごしておいちゃならないだろうと、だからこの補助制度をつかって、どのくらいの補助にするか、それは私は分かりません、皆さん方プロなんだから。1台につきどのくらいという金額でいくのか、負担をパーセントで決めるのか、それはお任せするにしても、是非それはつくってもらいたい。そうでなければ、いつもやります、やりまずで話は終わり。全然具体的にならないといふところを私は一番恐れていますので、そのことを今日は要望しておいて、来年度の予算が出てきたときに非常に楽しみにしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

もう一問。

先日、9月1日だったですか、ある新聞の夕刊に、耐震改修について、国が直接助成をするという記事が大きい見出しで出ておりました。この問題については、一方で超過課税、この問題が道路に特化されているということが一方でありまして、いわゆる市町村地震防災対策緊急支援事業が終わるということになっていくわけですが、国の方ではこういう住宅の耐震化を中心に具

体的に考えるという記事でございました。これは、国交省ですと、1戸当たり一律30万円助成する、こういう金額で出しているわけです。これにはこれのようになっていった理由があるわけですが、今までの国の助成制度というのは、個人が七十何%かを持って、残りの23%か何かを、国と都道府県と市町村で折半するというややこしい仕組みになっていてなかなか進まない。

実際に、この記事を見る限りは、過去5年間、耐震改修に国が計上した予算、800億円という大きい金額を計上しているんですが、半分程度しか使われていない。予算を組んでいて半分程度しか使われていない。実に予算のつくり方の粗雑さというか、危なっかしさを感じるわけですが、なぜかという、今言ったとおり個人負担が大きいから。そこで、国は、今度は個人負担に関係なく、1戸当たり30万円を出そう、こういうことになったわけです。

それで、今日は地震防災対策として、住宅の耐震化という角度からこの問題をちょっと掘り下げてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、私たちは耐震化ということをよく言葉に出して言いますが、要するに耐震化というのは、震度幾つに耐えられるということになった場合に耐震化なのか、そこをまず一番最初に伺います。

災害対策課長

昭和56年6月に建築基準法が改正されましたけれども、その際に耐震基準も大幅に改正されました。いわゆる耐震化というふうに申し上げておりますのは、昭和56年以前の耐震基準で建築された建物のうち、現在の耐震基準に適合していない建物を適合するように改修することを耐震化と申し上げております。この耐震基準の適合についてでございますけれども、建物の形状や床面積等々、それに対する壁などの強さ、配置、そういったものから、その建物が地震に対してどの程度耐えられるのかというのを数値化いたします。そして、その数値を基に、基準への適合の有無を判断するというところでございます。

大まかに震度との関係で申し上げますと、現行の耐震基準を満たしている建物につきましては、これは国の資料に載っていたものですが、震度5強程度の中規模の地震に対してはほとんど損傷を生じない、それから極めてまれにしか発生しない震度6強から震度7程度の地震に対しても、人の命に危害を及ぼすような倒壊等の被害が生じないことを目標にしているというところでございます。

益田委員

イメージは分かりました。分かりましたけれども、大体僕らが耐震化、自分で耐震化としゃべっていて、耐震化というのは震度幾つなのかと聞いている方が間抜けと言えれば間抜けなんだけれども、それを承知の上で聞くんだけれども、震度幾つというふうに思った方がいいのかがよく分からない。震度もマグニチュードの関係もよく分からない。震度幾つということを前提に耐震化というのを考えた方がいいのかというのをちょっと教えてもらえませんか。

災害対策課長

繰り返しになってしまうかもしれませんが、非常に大きい地震、例えば阪神・淡路大震災ですとか新潟県中越地震、こういった震度6強とか震度7

の地震に対しては、建物が損傷することはあっても、人の命には影響がないと。それから、震度5強程度の中規模の地震であっても、ほとんど損傷しない、当然、人の命には影響ない、こういったものを新しい耐震基準の目標としております。

益田委員

僕らは、よく学校の耐震化を進めるとかと言うじゃない。壊れやすい校舎だと、小さい震度でも壊れる可能性があるのと、それを直すのが耐震なんだと。それで、壊れにくいというのは、頑丈なものだったら、かなり大きい地震でも耐えられるから、それは耐震というのはかなり震度が高くなるよと、こういう解釈でいいのかな。

災害対策課長

基本的には、建物の大きさが大きい小さいという尺度とはまた違うんですけども、具体的には階ごとに建物の形状とか床面積がどうなっているのかというのを調査しまして、それに対して、例えば柱とか壁とかがどういうように配置されているのかということを見まして、それとの関係で耐震基準に適合しているかどうかということ判断するということになっております。

益田委員

分かったと言うしかないね、よく分からないけれども。どうしても僕らは震度幾つぐらいに耐えられれば耐震化というのと思うわけ。今の話はそうじゃないんだな、どうやら。壊れるか壊れないかの話なんだよ。小さい地震でも壊れてしまうようなやつは、例えば小さい地震というのは幾つか、それもよく分からないよ、分からないけれども、震度5強と言っていたけれども、要するにそれで壊れないような建物は耐震化という問題についてはクリアしていると、壊れてしまったところは耐震化をクリアしていなかったんですと、こういうことですね。

災害対策課長

なかなか、実際の場面で震度幾つの場合にその建物がどの程度損傷を受けるかというのは、これは具体の地震が起きてみないと、実際には分からない部分もございましてけれども、耐震基準そのものにつきましては、いろいろ調査をかけて、一定の比率等を求めて、その基準を満たしているかどうか、当然、この基準をつくるに当たっては、いろいろな試験等も行っていると思いますけれども、そういう中で設定された値を満たしているかどうかということございまして、大変分かりにくくて申し訳ありませんけれども、耐震基準につきましては、震度との関係で言えば、震度につきましては、基本的には水平力と垂直の力ということで、気象庁の方で震度階を設定しているものですが、それと直接的に耐震基準の震度を満たすかどうかというのは、直接関係していませんけれども、建築上のいろいろな計算を行って耐震基準を判断しているというものでございます。

益田委員

ここで行ったり来たりしたって話にならないから、またいずれ個人的にゆっくり教えてください。

この3月に神奈川県地震防災戦略というのができましたね。ここで民間住宅の耐震化率を、平成27年度までに現行の82%から90%に引き上げる、こういうふうに出ていますよね。82%というのは、全国的に見て、結構高いのかなと思うのですが、積算の考え方を教えてくださいませんか。90%に引き上げるという、ここを教えてください。

災害対策課長

民間住宅の耐震化率の目標についてですけれども、これは地震防災戦略にも載せておりますけれども、実際には、県土整備局の方で所管しております神奈川県耐震改修促進計画の中で設定されているものを地震防災戦略の方でも用いているということでございます。

住宅の耐震化率の積算の考え方についてですけれども、国の住宅・土地統計調査、これは5年に1度行っておりますけれども、その結果を基に、まず建築基準法の耐震基準が昭和56年に改正されましたので、それ以前に建築された住宅とそれ以降、昭和57年以降に建てられた住宅とに分けて、昭和57年以降の住宅はすべて耐震性があるというふうに一応しております。そして、昭和56年以前の住宅についてですけれども、過去の耐震診断の結果等から耐震基準を下回っている建物の割合、それを推計しております。その割合を用いまして、昭和56年以前の住宅のうち、耐震性がない住宅の数というものを、推計ですけれども、算出しております。さらに、その数を住宅の総戸数で割りまして、耐震化率というものを算出しております。

それから、平成27年度の耐震化率の目標90%についてでございますけれども、耐震改修法に基づきまして国の方が基本方針を定めております。その中において、全国の住宅の耐震化率を平成27年度までに90%にするという目標を立てております。そういったことを踏まえまして、県といたしましても、耐震改修促進計画を策定する中で、国の90%という目標の妥当性を精査し、判断をいたしまして、国と同じ90%の目標を設定したものであるというふうに承知しております。

益田委員

かなり専門的な話で、大体分かりましたが、この問題について知事が答弁している内容があります。それは、地震防災対策の観点から、最も減災効果の高い住宅の耐震化については、地域の実態を踏まえた支援も検討していく、こう言っているんですけども、これは具体的にどういうことを言っているのかしら。

消防課長

住宅の耐震化につきましては、建物全体を耐震化することがまず基本でございます。ただ、高齢世帯ですとか単身世帯など、経済的な理由から耐震改修に踏み切れない世帯があるということで、人命保護の観点からは、こうした世帯の耐震化についても対応していく必要があることから、比較的導入が容易な一部屋耐震などについても支援を拡大していくことを検討しているということと、また都市化が進展しているところや、昔からの住宅地を抱えたエリアなど、地域によって居住環境が様々であることから、市民のニーズを把握し、地域の防災対策を一義的に担う市町村の施策と連動しながら進めていくということを御答弁で申し上げたところでございます。

益田委員

要するに、お金のかかることです。ですから、予算化というのは非常に重要な問題だと思いますが、その具体的な調整というのはこれからだというふうに思いますけれども、要するに皆さん方、安全防災局という立場から、耐震化工事とか、それからまた一部屋の耐震などを含めて補助をしようというふうに考えているのではないかと思います。その辺考えているのかどうかということと、具体的な数字があれば教えてほしいし、もしそれが難しいならば、平成21年の実績でも結構ですから教えてください。

消防課長

まず、補助はしていきたいというふうに考えております。また、具体の数字はまだこれからになりますので、平成21年度の実績ベースでお答えをいたしますと、まず制度をちょっと申し上げますと、耐震改修に関する補助事業は、市町村が行う耐震診断で、倒壊の危険ありの判定を受けたものに対して、市町村が補助金等特定財源を除いて県民に補助した金額の2分の1で、県としては25万円を上限として補助するものでございます。

実績でございますが、平成21年度は21の市町が行った457件、6億2,700万円の事業費に対しまして8,770万円の補助を行っております。このほか、一部屋耐震ということで、1市でございますけれども、4件改修がございまして、20万円ほどを行っております。また、参考で、今年度、平成22年度申請ベースでございまして、26市町が行う予定の631件、10億200万円の事業費に対しまして、1億3,400万円の補助を決定しておるところでございます。また、その他一部屋耐震につきまして、2市から要望がありまして、30件に対して550万円の補助を予定しているところでございます。

益田委員

現状の実績ということで、今、お話があったんですが、住宅の耐震化ということにかかる補助額というのは、現在の超過課税を財源とした市町村地震防災対策緊急支援事業の中でどのぐらいのウエイトになるんでしょうか。

消防課長

平成21年度の実績で申し上げますと、先ほど御答弁した耐震改修工事にかかる補助額に、プラスで耐震診断に対する補助額もございまして、これは1,900万円ほどございまして、これをプラスした1億700万円が住宅耐震化にかかる補助額です。平成21年度でございまして、この補助額が、市町村地震防災対策緊急支援事業全体の補助額に占める割合は約5.9%となります。

益田委員

住宅の耐震化というのは正に人の命にかかわる問題でございまして、是非現状を上回る予算の確保のために努力してもらいたいというふうに思っておりますので、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

ただ、通常の財源の中からということで、今もうどこでも、いわゆる財政が厳しい、したがって限界があるだろう、聞いた瞬間にそういうふうに思うわけがございまして、そうすると、先ほど言った地震防災戦略のいわゆる90%を目指して平成27年度までやるというのは非常に難しいのではないかと、こう思えるのよ。皆さん方も、頭の中で、これは結構大変だなと、国が90%と言ったら90%やるんだみたいな感じだったけれども、実際にはかなり財政面で厳しいん

だというふうに私は想像しているわけでございまして、それでは安全防災局としてはどういう手立てをこのことについて考えているのか、これを答えてください。

災害対策課長

住宅の耐震化を促進するための施策でございますけれども、大きく二つここで考えております。

まず、一つ目は住民への意識啓発ということでございますけれども、民間住宅の耐震化を促進するためには、県民の方々に耐震化の重要性についてまず理解をしていただく。自分の自らの住宅を耐震化する必要があるという意識を持っていただかなければならないということでございますので、意識啓発のための広報活動を行ってまいりたいと考えております。

二つ目が県民への支援ということで、これには幾つかございますけれども、まず県土整備局や土木事務所、それからあと市町村の建築所管課に相談窓口というものを設置しております。県民の方が、御自宅の耐震化を行うに当たりまして、どのように補強したらいいのかですとか、あるいはどういう制度があるのか、そういったことを相談する体制を支援しております。

それから、現在、市町村が行う民間住宅の耐震改修補助事業への新たな支援制度について検討しているところで、質問をいただいておりますけれども、県としては、耐震改修補助制度を持つ市町村を増やすことによって、それによって対象となる県民の範囲を広げて、住宅の耐震化を促進していきたいと考えております。

それからあと、委員からのお話にもありましたけれども、国におきましても、住宅建築物の耐震化を促進するため新たな補助制度を来年度予算の概算要求に盛り込んだところというふうに承知しておりますので、そういったもろもろの施策を国、県、市町村が連携いたしまして、あるいは協調して実施をして、住宅の耐震化を促進してまいりたいと考えております。

益田委員

お金があれば、さっさと出せば一番いいんでしょうけれども、なかなかそうはいかない。とはいえ、兵庫県なんかは耐震改修なんていうことになると最大80万円、静岡では30万から50万円ぐらい助成をしているとかという話を聞いたことがありますけれども、それはそれで、あとはお金との相談ですから、今おっしゃったようなことを丹念にやって、特に市町村の協力を得ないと神奈川県の場合は難しいなど。今のところこう思いますので、頑張ってくださいと思いますが、問題は、耐震化工事というのは、いかんせんお金でございまして、特に高齢者世帯なんかの年金生活者などの場合は非常に負担が大きくて、なかなか工事をしたいというふうには思っても、今言った啓発活動とか何とかと思ってもなかなかできない。家を1軒やるのかということでも難しいということで、皆さん方からもらった資料ではありますが、いわゆる一部屋耐震、これは耐震シェルターというのか、こういうような言葉とか、耐震ベッド、寝ているベッドだけでもとにかく地震のときに守られて命を亡くさないようにしようと、こういうことがここに出たものをもらいましたけれども、これを見れば分かると

言えばそれまでですが、一部屋耐震だとか耐震ベッド、シェルターとか耐震ベッド、これはどのぐらいかかるものなのかちょっと教えてもらえませんか。

消防課長

もちろん支援しようとする建物の状況によって異なりますけれども、我々が参考としている東京都の耐震改修工法事例集というのがございまして、部屋全体を耐震化する耐震シェルターの場合は、廉価なもので25万円から高いと50万円程度、ベッドということになりますと、20万円ぐらいから40万円程度という事例があるということ承知しております。

益田委員

これは、いわゆる既存のものなのか、オーダーでつくるのかによっては値段が違うんだという、そういう前提なのね。ちょっとそこだけ、金額はいいから、そういうことなのか。

消防課長

詳細は承知しておりませんが、恐らく委員がおっしゃられたようなことだろうと思います。

益田委員

一部屋だけをきっちりして、日常的に生活しているところをきっちりするいわゆるシェルター、それからもう一つはベッド、このところを何とかしただけでも、地震があったときに、そこにとにかく逃げ込めば何とかなるというようなことが大事だと思いますが、この制度について、どこか市町村で導入しているものがあるのかしら、あったら教えてくださいませんか。

消防課長

我々が今承知しているのは、横浜市、茅ヶ崎市、海老名市、大磯町、ここが制度を持っているというふうに理解しております。

益田委員

実際に、様々な資料を読んでみると、耐震化、家全体の耐震化ということは異様にお金がかかる、ところが今のお話だと、30万、40万、50万、ベッドなんかの場合はもうちょっと安いという今お話がありましたけれども、これはとにかくそういう値段でできるということは、いわゆる一部屋をやると、ベッドをやるとするのは非常に有効な施策だというふうに思いますが、今の横浜、茅ヶ崎、海老名と大磯だけで、ほとんど浸透していないわけでしょう。こういったことで、いわゆるシェルター並びにベッドの問題について、やっている市町村があるわけですから、もっときっちりと広報を行わなければならないと思いますが、この点についてはどうですか。

災害対策課長

これまで、住宅の耐震改修につきましては、安全防災局、それから耐震改修促進計画を所管する県土整備局におきまして、様々な形で県民へ広報を実施してきておりましたが、一部屋耐震につきましては、建物全体を耐震化するものでないということで、広報を行ってきておりませんでした。しかしながら、安全防災局といたしましては、委員御指摘のとおり、県民の命を守るために、一部屋耐震が非常に有効であるというふうに考えておりますので、その広報に着手をしたところでございます。具体的には、毎年9月1日の防災の日に合わせて

まして、神奈川新聞の紙面を買い取って、県民への広報を行っておりますけれども、今年は住宅の耐震化を促進する記事と併せて、一部屋耐震につきましても、安価であるとか、工期が短いであるとか、そのほかもろもろのメリット、あるいはイメージ図などを掲載いたしまして、県民への広報を実施いたしました。今後とも、引き続き県民に対しまして一部屋耐震の広報を行ってまいりたいと考えております。

益田委員

広報については、いつも僕は言うんだけど、役所というのは本当に下手くそよ。何とかたよりだとか、何とか広報とかに載せて、それでやってありますとか、それはどこに置いてあるのかと言ったら、こういうところに置いてあると。確かにアライバイは全部あるんだよ。ところが、事は県民に徹底していないという重要な問題になるわけですし、やっぱりかなりいろんなことを考えてもらわなければならないと思いますよ。

もう一つ、この一部屋の問題について、それから今言ったベッドの問題なんかでも、古い建物で、私が非常に気になっているのは古いアパートです。これは、御自身の持ち物じゃなく、それから家主さんがすぐそばにいないとか、こういうようなことがあって地震のときは非常に難しいし、耐震化といっても、いわゆる持ち主の方がなかなか実感がなくて進んでいかないと。

それで、今の広報の問題なんですけど、私は申し上げたことがあるけれども、例えば不動産屋さんを通じてやるとか、それからまたそういう一般の民間があるわけですよ、団体が。ただ何となく、二階から目薬みたいな、やってありますなんて言ったって、下へ届かないような、そんな広報じゃなくて、具体的に県民のところへすぽんと刺さるような、そういう広報を考えてもらいたいと私は思うんですよ。このいわゆる減災目標に向かって皆さん方は動くわけだから、そこまで民間にいろんなことを協力してもらったら、正に県民の住んでいらっしゃる方に広報が届くようなことを考えてもらいたい、こういうふうに思いますが、いかがですか。

災害対策課長

住宅の耐震化あるいは一部屋耐震についての広報の関係でございますけれども、委員がおっしゃられますように、住宅の耐震化等を促進するためには、県民の防災意識の向上が不可欠であるというふうに考えておまして、これにつきましては市町村と一緒に県民への意識啓発に力を入れて取り組んでおります。安全防災局でも、今年度は民間のホームセンターの事業者の御協力を頂きまして、住宅の耐震化などに関するパネルを掲示させていただきました。そういった形で、民間事業者と連携した啓発を行っております。

ただ、委員御指摘のとおり、耐震化率が上がってくるに従いまして、古いアパートなど、耐震化がなかなか進まないといったような建物が残ってくると思いますので、そういったことにつきまして、不動産関係など、業界団体を活用した啓発についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

益田委員

質問を終わりますが、いずれにしても、戦略の中で減災目標を掲げていて、それで一生懸命やっていくと。しかしながら、市町村だとか県民だとか企業の

協力を求める、ところがここで20億円の緊急支援事業がなくなるというのは、本当にタイミングが悪いよ。したがって、皆さん方の方は、とにかくこういう通常の財源の中で何ができるのかということ、そういうものをきっちり考え、またそれに対しての方向を今様々なところで打ち出しているということなんで、それはそれとして評価しますが、さらに本当に人の命にかかわる問題ですから、頑張ってやってもらいたいということを申し上げて、私の質問は終わります。